

カトリック上野教会 小教区評議会規約

1条 規約作成の趣旨

カトリック京都司教区の全小教区で共同宣教司牧を推進していくために、以下にカトリック上野教会における小教区評議会規約を作成するものである。

2条 小教区評議会の設置

2-1 (設置と名称)

上野教会に小教区評議会を設置し、名称を「カトリック上野教会小教区評議会」とする(以下 評議会 と呼ぶ)。

2-2 (目的)

「評議会」は、小教区がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うために設置する。

2-3 (主宰)

「評議会」は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

2-4 (評議員)

「評議会」の「評議員」は、次のものによって構成される。

- ① 信徒の代表として選出された「役員」
- ② 各部会の代表者
- ③ その他のグループの代表者

2-5 (評議会の会合)

「評議会」の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって原則として毎月1回開催される。また、臨時の会合もブロック担当司祭団の判断で開催される。

2-6 (審議事項)

「評議会」は、小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下のとおり。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- ② 次年度の行事計画を立案し、予算編成を行い次年度に引き継ぐ。
- ③ 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定と実行。
- ④ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ⑤ 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変。
- ⑥ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑦ その他の重要事項。

2-7 (審議決定と承認)

出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出す。決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。

3条 役員について

3-1 (役員を選出)

- ① 役員とは、教会運営に奉仕する信徒の代表者のことをいう。
- ② 役員の定数は3～4名とする。
- ③ 役員を選出は、ブロック担当司祭団と共に行う。担当司祭団が、信徒の意見を聞くという意味で、立候補、推薦の有無にかかわらず信徒による投票にて役員を選出を行う。
- ④ 役員の任期は1月から同年12月までの1期1年とする。任期途中で交代の場合は交代した者の任期は前任者の残りの任期とする。
- ⑤ 役員としての連続再任は2期（2年）までとする。但し、役員の任務で主担当を決める場合、役員の間で相談して決めることができるが、同じ主担当を2期連続してもよい。

- ⑥ 選挙権、被選挙権共に、教会に在籍する、20歳以上の信徒が有する。
- ⑦ 次期役員選出のための準備担当者は、その年の評議員の中から選ばれ執り行う。
- ⑧ 役員は、ブロック担当司祭団からの任命を受ける。
役員を選出時期は、11月「王であるキリスト」の祭日を目標に行う。
11月第1日曜日告示（役員、希望所属部）
「王であるキリスト」の祭日に選出（開票）
12月最終日曜日までに引継ぎ完了
1月新役員で発足

3-2（役員の仕事）

- ① 役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における『共同宣教司牧』のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。
- ② 「評議会」の会合の準備、議事運営、記録等を行う。
- ③ 小教区の代表として「ブロック会議」や「地区協議会」に派遣される。

4条 部会制度について

4-1（部会制度の導入）

小教区における重要で不可欠の活動のため、部会制度を導入する。これらは、「評議会」の内部または下部組織ではなく、「評議会」で決定された、小教区の方針にしたがって活動する執行機関である。

4-2（部会）

- ① 「教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」の5つを設ける。
- ② この5つの部会の活動内容については、別に定めて公示する。
- ③ 部会は、定期的を開催する。

4-3（全員参加）

小教区の活動や奉仕業務を、一部の信徒で任せるのではなく、信徒全員が「一人一役」が徹底し、より機能的に活動するため、信徒全員は何れかの部会に属することが勧められる。部会への加入は公募する。

4-4 (部会に所属できない信徒へ配慮)

信徒が小教区で活動するとは、必ずしも部会に所属して活動することがすべてではない。信徒各自の事情や、一人一人の積極的な自由な発意の活動も教会の重要なものである。したがって、部会以外の形態で活動することを認め、評議会にそれらの人々が適宜参加し発言することができるものとする。

また、小教区の運営に関することについて信徒はいつも自由に意見を述べるができるものとする。

4-5 (財務部の奉仕者メンバーについて)

「財務部」については、業務の性質上、メンバーは公募しないで、ブロック担当司祭団と役員とが相談し、司祭団が指名する。

4-6 (部の責任代表者)

- ① 各部会より、2名の責任代表者（正・副）を選出し、部会をまとめる。各部会の代表者の選出は各部会内の話し合いで決める。任期は1期1年とし、再任できるものとする。
- ② 責任代表者は、評議会に評議員として派遣される。
- ③ 役員は部会の責任代表者を兼ねることが出来ない。

4-7 (その他の活動部会)

その他の活動部会として次の部会を設ける。2名の責任代表者（正・副）を選出し、責任代表者は評議会に評議員として派遣される。部員は共通部会に所属する者も兼ねることができる。

- 「国際協力部」
- 教区の国際協力委員会との連携
 - 滞日外国人信徒との窓口・協力支援体制への推進など

4-8 (担当)

上記の他に司教任命による奉仕者や、対外的窓口のため一定の担当者

を置かなければならない活動がある。評議会はそれらの業務や活動が小教区の公の活動となるよう支援し、監督責任を果たさなければならない。各担当者は評議会と連携を図らなければならない。

「上野・名張共同墓地」

名張教会と共同で墓地の管理運営を行う。墓地担当2名。分譲、納骨、墓碑、墓地ミサ、維持費会計報告、死者のための祈り（11月）の案内などすべての事柄についての窓口とする。名張との共同墓地委員会に派遣される。

「教会事務」

信者名簿取り扱い等、個人情報を含む教会事務に関する事項。ブロック司祭団が役員の見解を聞きながら選任し、指揮する。

5条 任意団体

5-1（性格）

部会、その他の活動部会及び〇〇担当とは性格をことにした任意団体が必要となった場合は、部会制度と平行して活動する団体を設けることができる。ただし、部会での仕事をこのような任意団体に丸投げするようなことはしない。任意団体は、部会活動に取って代わるものではなく、あくまでも任意の目的に従って申請されて評議会の承認に基づき結成し、その活動を小教区の中で有機的、補完的に行うものとする。

5-2（評議会への参加）

各任意団体は、評議会に代表者を「評議員」として派遣することができる。

6条 小教区総会

6-1（名称）

信徒全員が参加する「カトリック上野教会総会」（以下 総会 という）を行う。

6-2 (最高決議機関ではない)

総会は、小教区の最高決議機関ではなく、小教区の決議機関の役割は「小教区評議会」にある。したがって、総会で小教区会計の予算及び決算の承認を得る必要はない。

総会は、信徒が誰でも参加できる、また参加すべき集会で、そこでは、すでに評議会で決定され、司祭団によって承認された事項について信徒への周知の機会、また信徒が小教区運営について自由に意見を述べることができる機会とする。

6-3 (開催)

総会を招集するのは、ブロック担当司祭団とする。開催は原則として第5日曜日とするが必要に応じ開催することができる。

7条 会計監査

会計監査を、司祭団の指名により複数名置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発行する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日
発行 2008年 1月 1日

+ハウに 大塚喜直

